第3回 館林市·板倉町合併協議会

会議録

日時:平成28年11月28日(月)午前10時

場所:板倉町中央公民館大ホール

別記様式第1号(第7条関係)

会議録

会議の名称	第3回 館林市・板倉町合併協議会		
開催日時	平成28年11月28日(月) 午前10時開会・午前12時閉会		
開催場所	板倉町中央公民館大ホール		
議長氏名	安樂岡 一 雄		
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり		
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり		
会議事項	議題	会議結果	
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり	
会議経過	「会議経過」のとおり		
会議資料	第3回 館林市·板倉町合併協議会 会議資料		
会議録の確定	確定年月日	署名	
	平成 29年 / 月 4 日 (水)	指名委員氏名 野村	
	平成 29年 / 月 5日(衣)	指名委員氏名	

出席者名簿 【敬称略】

		1 0 1 1 3 1 H Z
規約	氏名	
会長	安樂岡 一 雄	
副会長	栗原実	
1号委員	小 山 定 男	
0日壬巳	多 田 善 洋 泉 澤 信	哉
2号委員	青 木 秀 夫 荒 井 英	世
	野村晴三 髙橋次	郎
3号委員	井野口 勝 則 市 川 初	江
	延 山 宗 一 今 村 好	市
4号委員	吉間常明鈴木	優
	山﨑紀夫 河本榮	_
5 号委員	福 田 榮 次 増 田 文	和
0 万安貝	市 澤 孝 一 小野寺 幸	_
	江 森 富 夫	
6 号委員	中 里 重 義	
7号委員	青 木 秀 夫 (重複)	
幹事	栗 原 誠 根 岸 一	仁
秤 尹	小嶋栄	
声明如今	吉 田 悦 子 黒 澤 文	隆
専門部会	吉 田 智 之	
事務局長	田沼孝一	
事務局次長	林 成 明 丸 山 英	幸
事務局係長	木 村 和 好 舘 野 雅	英
事務局係員	石 井 博 鈴 木	誠
	田部井 啓 介	

欠席者 なし

会議事項

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項 報告第9号館林市・板倉町合併協議会委員の変更について
- 4 審議事項

議案第7号新市基本計画の骨子について

⇒原案のとおり可決

議案第8号【合併協定項目1】合併の方式について

⇒継続審議とする

5 協議事項

協議第9号【合併協定項目23-6】消防防災関係事業について

⇒次回の審議事項とする

協議第10号【合併協定項目23-7】交通関係事業について

⇒次回の審議事項とする

6 その他

寄せられたお問合せと事務局からの回答について

7 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
田沼事務局長	それでは、定刻より若干早いですが、ただいまから第3回館林市・板倉
	町合併協議会を開会いたします。
	本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼で
	ございます。どうぞよろしくお願いいたします。
	初めに、ご報告いたします。本協議会は、協議会規約第9条第1項の規
	定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができな
	いと定められております。本日は、21名全ての委員がご出席されておりま
	すので、会議が成立しておりますことを報告いたします。
	次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていた
	だいた会議次第、会議資料のほか、本日テーブルの上に配付させていただ
	きました座席表、出席者名簿、封筒の中に入っております次回開催通知で
	ございます。不足などがございましたらお申しつけください。
田沼事務局長	それでは、次第に基づき、開会の挨拶をいただきます。
	安樂岡会長よりご挨拶をお願いいたします。
安樂岡会長	おはようございます。本日は、大変ご多忙のところご出席を賜りまして、
	まことにありがとうございます。第3回合併協議会を開催するに当たりま
	して、一言ご挨拶を申し上げます。
	初めに、さきの板倉町、町長選挙におきまして、栗原町長が再選されま
	した。まずもってお祝いを申し上げます。引き続き、本協議会の運営につ
	きまして、よろしくお願いをいたしたいと思います。
	さて、本日の会議では、新市基本計画の骨子がまとまりましたので、ご
	確認をいただきますとともに、合併協議会の重要事項であります合併の方
	式を決めるに当たって、事前に委員皆様のご意見などをお伺いしたいと考
	えております。
	また、両市町の事務事業の調整方針について、まとまりましたものから、

順次ご確認いただく予定であります。

なお、本日の会議は板倉町での開催でございます。板倉町のご協力に感謝を申し上げますとともに、傍聴においでいただいた多くの皆さんにおかれましても、板倉町と館林市の合併協議について、ご理解を深めていただくよい機会となれば幸いに存じております。

本日の会議が、実り多きものとなりますよう期待をいたしまして、簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

田沼事務局長

本来ですと、副会長には閉会の挨拶をいただくところですが、栗原町長がさきの選挙で再選され、引き続き本協議会の副会長を務めていただくことになりましたので、会長に続いてご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

栗原副会長

おはようございます。めっきり寒くなりましたが、きょうは貴重な午前中に、特に館林市の関係者の皆様方、あるいは強く関心をお持ちの傍聴の皆様方も含め、ただいま司会の報告のとおり、関係者については一人の欠員もなく当町へおいでいただき、またご出席いただき、大変ご苦労さまであります。

市長からご紹介いただきましたが、11月6日の選挙におきまして、私に とっては身に余る結果をいただき、また3期目ということでもあります が、初心忘るべからずのことわざどおり、一生懸命さらに身を引き締めて 頑張っていきたいと思っております。

選挙を通して合併の問題や庁舎建設問題などが争点になりました。その結果として、これでいいのかという問いに対して町民の声は、これでいいのだ。言いかえれば、淡々と合併問題については協議を進めなさいという声であったろうと思いますし、また庁舎建設については現行どおり進めるべきとの声が多数であったと認識しながら意を新たにして、この件についてはしっかりと取り組みをしていく所存であります。

本会もそうですが、間接民主主義で代表者を選び、またどの会議でも役

員さんを選びということで、町民、市民は代表者を選びながら、その意見を尊重するという制度をとっているわけでありまして、そういう意味では我々一人一人は、個人の考えは考えとして、決まったことに対してはしっかりと約束を守り、町民の意向に沿った行動をとる、またそういう立場の義務も背負っているというふうにも考えております。この先もさらに自分も含めて戒めながら、努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いします。

田沼事務局長

続きまして、議事に入る前に、会議に当たっての留意事項を申し上げます。

会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言って いただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。

それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。

それでは、安樂岡会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。 審議、協議事項につきまして、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申 し上げます。

会議に先立ちまして、会議録署名人の選出を行います。

議長が出席委員の中から2名を指名することになっておりますので、本日の会議につきましては、館林市の野村委員と板倉町の市川委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、お二人に会議録署名人をお願いいたしたいと思います。よろ しくお願いいたします。

これより議事に入りたいと存じます。

まず、報告第9号 「館林市・板倉町合併協議会委員の変更について」

を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

林事務局次長

合併協議会事務局次長の林でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、報告第9号 「館林市・板倉町合併協議会委員の変更について」 ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。合併協議会の委員に変更がございましたので、ご報告するものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。平成28年9月に開催された館林市議会において、議長と副議長の改選がございました。資料記載のとおり、議長に多田議員、副議長に泉澤議員が就任されております。参考として記載しました合併協議会の規約第7条第1項第2号において、委員は両市町の議会の議長及び副議長を充てるという決まりがございますので、規約に従った委員変更となります。

なお、多田委員は、前副議長から議長への就任でございますので、本協 議会の委員そのものに変更ございません。泉澤委員は、館林市議会の副議 長として、本協議会に新たに加わっていただく委員となりますので、既に 委嘱状を交付させていただいております。

報告第9号は、以上でございます。よろしくお願いします。

議長

事務局の報告が終わりました。

報告第9号につきまして、何かございますか。

(「なし」の声)

議長

それでは、報告第9号につきまして、よろしくお願いしたいと思います。 ここで、新たに委員となられました泉澤委員より自己紹介をお願いいた したいと存じます。よろしくお願いいたします。

泉澤委員

おはようございます。今ご案内ありましたように、去る9月29日付で館 林市議会副議長に就任しました泉澤信哉です。今後ともよろしくお願い申 し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、審議事項に移りたいと思います。

議案第7号 「新市基本計画の骨子について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。

林事務局次長

それでは、議案第7号 「新市基本計画の骨子について」ご説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。初めに、1「計画策定の趣旨と活用」でございますが、本計画は、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の一体性の確立及び住民福祉の向上を目指すものでございます。本計画に基づいた合併を行い、その後、速やかに新市の総合計画を策定・推進することによって、新市の発展を図りたいと考えております。

表についてご説明いたします。本計画は、両市町の総合計画や人口ビジョン総合戦略など、重要な計画を継承・反映しながら策定いたします。

「合併に向けて」でございますが、本計画は、合併することが確定していない中で、合併協議会が策定する計画でございます。本計画は、新たなまちづくりの基本的な方向性をまとめた計画となり、策定に当たりましては、住民意見の反映に十分努めるものでございます。なお、本計画の位置づけとしましては、新市の総合計画が策定されるまでの間、最上位計画となるものでございます。

新市の誕生後は、新たな自治体のもとで、新市の総合計画を策定いたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。2「計画の構成」でございます。本計画は、図に記載しました「体系」に基づいて作成したいと考えております。

「計画策定にあたって」としまして、第1編では「序論」、第2編では「新市の概況」、第3編では「主要指標の見通し」を記載いたします。

第1編の序論では、①として、合併に向けて、これまでの経緯や今後の考え方を記載します。②として、合併の必要性と効果及び課題など、いわゆるメリット、デメリットと、その対応方針などを記載いたします。③の計画の策定方針では、第2回合併協議会で決定した内容を記載するものでございます。

続きまして、第2編では、新市の概況としまして、①の両市町の沿革から⑧の行財政の状況まで、新市が誕生した場合の「状態像」を記載します。

第3編では、主要指標の見通しとしまして、平成27年度に両市町で策定しました「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づき、①の総人口から⑤の産業別人口まで、新市における主要な指標について、その現状と将来の見通しを記載いたします。

続きまして、「計画本編」でございますが、第4編の「まちづくりの基本方針」から、第7編の「財政推計」までを記載します。その概要を7ページ以降に記載しましたので、順次ご説明申し上げます。

資料7ページの上段、3の「新市の将来像」でございます。考え方としまして、両市町の豊かな環境、誇れる歴史や文化を守り、これらをさらに発展させながら未来へつなぎ、市民と行政がともに協力し合いながら新たなまちを築く姿を想定し、新市の将来像を「まもる つなぐ きずく 新たな共創都市〇〇」と定めたいと考えております。なお、〇〇につきましては、後ほど協議・決定となった新市の名称に置きかえるものでございます。

続きまして、4の「新市の基本理念」でございます。将来像の実現に向けて、3つの基本理念を設定し、この理念を踏まえたまちづくりを推進したいと考えます。

1つ目の理念は「まもる」として、「都市と自然が共存する豊かな環境のもと、だれもが快適に暮らせる安全安心なまち」を設定します。考え方として、新市には都市的な側面と自然豊かな側面がございます。これらの環境を今後も維持・発展させ、誰もが快適で安全安心に暮らせる『人が集い豊かな環境があるまち』をこれからも守り続けるという理念でございます。

2つ目の理念は「つなぐ」として、「誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びがあり、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち」を設定します。 考え方としまして、新市には、誇れる歴史や文化がございます。これらを生かした潤いや学びの継承・発展に取り組みます。また、健康保持や生きがい対策への取り組みをさらに充実させ、『潤いと学びに満ち、市民がいつまでも健康に暮らせるまち』を次の世代へつなぐという理念でございます。

3つ目の理念は「きずく」として、「市民がまちづくりの担い手となり、みんなでつくる活力と交流を生み出すまち」を設定します。 考え方として、新市には、人材や貴重な観光資源など、多くの財産がございます。市民がまちづくりの主役となり、観光や産業、地域間交流などの発展を通して新たなまちの魅力や活力を高めるなど、市民と行政がともに考え行動する『新たな共創都市』を築くという理念でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。5「基本方針及び施 策の体系と推進」でございます。こちらでは、新たなまちづくりを進める に当たって6つの基本方針を定め、素案の段階では、その取り組みの体系 や各種施策を示し、その推進に努めたいと考えております。

1つ目の基本方針、「豊かな環境と共生する安全安心なまち」では、考え方としまして、自然環境との共生を重視し、循環型社会の実現に向けて、これまで両市町が行ってきた施策をさらに進めます。また、防災・防犯体制、交通安全対策の強化に取り組むなど、安全安心なまちづくりを進めるものでございます。なお、素案の段階では、5つの施策体系と各種施策を記載いたします。

2つ目の基本方針、「快適で利便性の高い住みよいまち」では、考え方としまして、豊かな市民生活を支える便利で快適な住みよいまちの実現に向けて、良好な住環境の形成に向けた取り組みを進めます。また、全ての市民に優しい都市環境づくりを進め、快適で利便性が高く住みよいまちづくりを目指すものでございます。なお、素案では、4つの施策体系と、各種施策を記載いたします。

3つ目の基本方針、「すべての市民がいつまでも健康でいきいきと暮らせるまち」では、考え方としまして、健康づくり事業、疾病予防対策、医療・介護体制の充実に取り組むとともに、子どもを安心して産み育てることができる環境整備を進めます。また、高齢者、障害者、低所得者などへの支援を強化することにより、全ての市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めるものでございます。なお、素案の段階では、6つの施策体系と、各種施策を記載いたします。

9ページに移りまして、4つ目の基本方針、「誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びがあるまち」では、考え方としまして、誇れる歴史や文化、伝統の保存・継承を初め、全ての市民に生涯を通じた学びの場が保証されるよう生涯学習に向けた環境整備を進めます。また、学びを通して健全な社会性と豊かな人間性を身につけた次世代を担う子どもを育てるものでございます。なお、素案では、5つの施策体系と、各種施策を記載いたします。

5つ目の基本方針、「活力と交流を生み出すまち」では、考え方としまして、新市の豊かな資源や人材を生かした地場産業の振興や、新たな産業の育成、企業誘致を推進し、雇用の拡大や安定を図ります。また、貴重な観光資源を活用し、新市の魅力発信に努めるなど、活力にあふれ交流を生み出すまちづくりを進めるものでございます。なお、素案では、5つの施策体系と、各種施策を記載いたします。

6つ目の基本方針、「市民とつくる新たなまち」では、考え方としまして、新市の発展に向けて、市民協働の体制をさらに推進します。人材育成やボランティアなどの活動支援のほか、住民相互の理解、住民意見の反映や行政情報の提供に努めます。また、合併による行財政改革を推進し、市民とつくる共創のまちづくりを進めるものでございます。なお、素案では、5つの施策体系と、各種施策を記載いたします。

以上、6つの基本方針に基づき、新市における各種施策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、10ページをお願いいたします。6「重点プロジェクトの推進」でございます。基本方針に基づいたまちづくりを進める中で、特に重

要と考えられる8つの施策を重点プロジェクトと位置づけ、これらの推進に取り組みたいと考えております。

1つ目としまして、「地域資源保全プロジェクト」に取り組みます。目的は、貴重な自然や伝統文化の継承であり、施策では、渡良瀬遊水地や茂林寺沼など水辺環境の保全と利活用、自然保護意識の高揚促進、文化財及び伝統文化の保全・継承を推進したいと考えております。

2つ目としまして、「安全安心ネットワークプロジェクト」に取り組みます。目的は、市民の健康増進と、安全安心なまちづくりであり、施策では、医療サービスの充実や、高齢者・障害者福祉の充実、その他、健康づくりの推進、防災・防犯に向けての強化や推進を図りたいと考えております。

3つ目としまして、「子育て支援プロジェクト」に取り組みます。目的は、子どもの健やかな成長であり、施策では、妊娠、出産、子育てにおける各種サポート体制や保育環境の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めたいと考えております。

4つ目としまして、「学びのあるまちづくりプロジェクト」に取り組みます。目的は、学ぶ環境の充実であり、施策では、学校教育の充実や生活圏に応じた学校区の検討、生涯学習環境の充実を図りたいと考えております。

11ページに移ります。5つ目としまして、「地域連結プロジェクト」に取り組みます。目的は、交通機能の充実や地域格差の解消、住民意見の反映であり、施策では、道路ネットワークの形成、路線バスや鉄道などの充実・向上、庁舎間をネットワークで結び、住民サービスの利便性向上を図ります。また、合併後の一定期間は、各地域での意見交換会を開催したいと考えております。

6つ目としまして、「観光・産業創出プロジェクト」に取り組みます。 目的は、観光資源の有効活用と産業の育成と支援であり、施策では、観光 ネットワークの整備・強化、農産物のブランド化や6次産業化、グリーン ツーリズムの推進、既存企業への支援や、企業・商業誘致を推進したいと 考えております。 7つ目としまして、「パートナーシッププロジェクト」に取り組みます。 目的は、市民と行政の協働であり、施策では、市民活動の支援や行政区、 ボランティアなどとの連携強化を図りたいと考えております。

最後に、8つ目としまして、「行財政改革プロジェクト」に取り組みます。目的は、行政運営の効率化であり、施策では、合併を生かした組織再編と経費の削減、公共的施設の整理・統合や、事務事業の改善に取り組みたいと考えているものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。7の「新市の土地利用構想」でございます。新市におけるまちづくりにつきましては、地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくり出すことを目的とした、「都市計画マスタープラン」が両市町にございます。

また、広域的なまちづくりが必要な観点から、群馬県が東毛広域におけるまちづくりの方針となる都市計画区域マスタープランを定めております。

加えまして、現在1市4町により「広域立地適正化計画」の策定に向けた検討も進んでおります。

以上のように、土地利用を含むまちづくりの方針につきましては、既に 定められた計画や、両市町の合併を超えた広域的な計画もございますの で、これらを反映したエリアごとの整備の方向性などを構想図を交えて示 したいと考えております。なお、新市の土地利用に当たりましては、都市 機能と自然との共存を継承し、新市全体が調和するまちづくりを進めるも のでございます。

続きまして、8の「公共的施設の適正配置」でございます。既存の公共的施設につきましては、合併後の効率的な行政運営を行うために重複する施設を中心とした統合整備を検討する必要性がございますが、急激な変化は住民生活への影響もございます。このため、交通網や情報通信など基盤整備の状況を踏まえ、市民の利便性が保たれるよう、また住民意見や地域性に十分配慮した配置や整備を進めるものといたします。

また、公共的施設の整備につきましては、既存の公共的施設を可能な限り有効活用することを基本に検討を進めることといたします。

なお、公共的施設の整備・運営に当たりましては、民間事業者の能力や 経営ノウハウを活用し、必要に応じて指定管理者制度の活用を検討するな ど、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるものといたします。

続きまして、9の「群馬県事業の推進」でございます。新市のまちづくりにおきまして、県事業の推進、また県と新市の連携が重要となります。 既に県が事業に着手し施行中のものや、両市町が県へ要望している事業などがございますが、これらを県と協議・調整し、新たなまちづくりの計画として推進いたします。

また、13ページに移りますが、県の協力を得ながら、医師不足や社会保障などの課題解消、また道路整備や団地開発など、経済発展に結びつく事業を計画的に進めたいと考えております。

最後に、10の「財政推計」でございます。新市の財政推計は、合併後に おいても健全な財政運営を維持していくことを基本的な考え方とし、予定 しております平成30年度からその後の10年間を普通会計ベースで推計い たします。

今後、審議・決定する合併協定項目によりまして、推計が異なる部分も ございますが、合併のメリットである行財政改革を積極的に推進し、行政 運営経費の削減に取り組むものとし、これらを財政推計に反映いたしま す。

また、財政推計を新市の行政運営の一つの方向性として活用し、財政の 観点から将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるものといたしま す。

以上で、新市基本計画の骨子についての説明を終了いたします。

なお、本日の資料は、計画の骨子でございますので、内容的に限られている部分もございますが、素案の段階では、可能な限り詳細な計画として 作成したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、最後に1点ご報告がございます。審議案件の採決方法でございますが、議決方法を明確にするため、これまでの異議の確認から、挙手による確認に変更させていただければというふうに考えております。委員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

議案第7号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお 願いいたします。

はい、お願いします。

荒井委員

板倉町の荒井でございます。7ページをごらんになっていただきたいと思います。新市の将来像とありますけれども、細かいことを言うようで申しわけないのですが、その中で新市の将来像、「まもる つなぐ きずく新たな共創都市〇〇」とあります。この「共創」の前に「新たな」とついていますけれども、この「新たな」という言葉が、余分ではないかと思っています。

なぜかといいますと、その共創の関係ですけれども、これは住民と企業 と行政が連携して新しいまちの魅力、それから価値をつくっていくことだ と思います。また、協働事業から一歩進んだ新しいまちづくりの手法だと 思います。したがって、共創という中に、新しいという概念というか理念 が入っていますので、改めてここで「共創」の前に「新たな」という文言 をつける必要はないのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

林事務局次長

荒井委員から、将来像につきまして貴重なご意見をいただきました。現時点で即答できる内容ではございませんが、大変貴重なご意見でございますので、素案の段階で両市町のご意見、あるいは幹事会で十分協議しながら決めさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

議長

ほかにご質疑、ご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。はい。

多田委員

多田と申します。1点、先ほど荒井委員からもありました新市の都市像

のことについてですけれども、この趣旨的には私は賛成でございます。

ただ、この新市の都市像は、テーマでありますので、語呂的な言葉遣いですけれども、「まもる」というのはちょっとかたくなな、未来が開けないようなちょっとイメージも感じるものですから、例えばここを「つどい」と。2つの町や市が、町民が集うような、人々が集うような「つどい」。この文面からも、人が集い、豊かな環境と。それで、「つなぐ」を「つなぎ」で躍動感を出して、「つどい つなぎ きずく」とし、「新たな」は検討の余地があろうかなと思いますけれども、今のところ私としては「新たな共創都市〇〇」というふうに個人的には提案をさせていただきたいなと思っています。

以上でございます。

議長

事務局。

林事務局次長

多田委員からも、大変貴重なご意見をいただきました。この点も十分踏まえまして、今後まずは事務局の段階で検討させていただき、次の素案の段階で両市町のご意見や幹事会と協議しながら決めさせていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

議長

よろしいでしょうか。

ほかにご意見がございましたら。ご意見はございませんか。延山さん、 どうでしょうか。

延山委員

ありません。

議長

よろしいですか。

(「なし」の声)

議長

それでは、ほかに質疑等もないようですので、これで質疑を打ち切り、 採決を行いたいと思います。 事務局から説明がありましたとおり、議決方法を明確にするため、挙手 による採決を行いたいと思います。

議案第7号 「新市基本計画の骨子について」を原案のとおり承認する ことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

それでは、引き続き、議案第8号 合併協定項目1 「合併の方式について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

丸山事務局次長

事務局次長の丸山でございます。それでは、議案第8号につきましてご 説明をさせていただきます。

資料の15ページをお願いいたします。議案第8号 合併協定項目1 「合併の方式について」でございます。

表の中をごらんください。調整方針につきましては、合併の方式を提案するに当たり、本日参考資料をご説明させていただきまして、事前に委員のご意見をお伺いしたいと考えているものでございます。なお、次回の協議会に再度審議事項としてご提案させていただくものでございます。

次のページ、参考資料、合併の方式についてをごらんください。第2回 の協議会におきまして、合併の方式の違いについてご説明をさせていただきましたが、本日は合併の方式の違いによる影響や費用等も含め説明させていただきますが、費用につきましては確認できたもののみ表示しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

初めに、自治体の名称につきましてご説明させていただきます。新設合併の場合には、新たな名称を定める必要がありますが。合併前の市町の名称を定めることもできます。また、編入合併の場合は、一般的には編入する自治体の名称としますが、新たに定めることもできます。したがいまして、新設合併方式と編入合併方式いずれかの方式で合併したとしても、新

たな名称を定めるか、または合併前の市町の名称を定めるか、いずれかの 方法となります。

表にありますとおり、次の記載事項については、新たな名称を用いた場合には、両市町に影響があります。また、合併前のいずれかの名称を用いた場合には、一方の自治体に影響があります。影響がある事項としては、各種証明書、書式等の変更から、資料、パンフレット等の住所変更などが考えられますが、これらの影響は合併する自治体だけではなく、その住民や企業にも影響すると考えられます。

次に、自治体の首長でございます。新設合併では、両市町の法人格が消滅しますので、選挙により新たな首長を選出することになります。参考としまして、過去に実施しました市長選挙費用は約1,700万円、町長選挙費用は約700万円となっております。表の右側、編入合併の場合には、編入される自治体の長は身分を失いますが、編入する自治体の首長がそのまま在任しますので、選挙を行う必要はありません。

次に、議会議員です。新設合併の場合には、原則、全ての議員が身分を 失うことになりますので、合併時に新たな定数によりまして選挙を行うこ とになります。選挙費用約5,000万円は、参考に記載した両市町の議会議 員選挙の合計額を記載しております。また、両市町の全ての議員が在任で きる在任特例を適用した場合と比較をしますと、議員報酬の全体額は削減 されることになります。

次に、在任特例を適用した場合には、両市町の全ての議員が在任することになりますので、合併時の選挙は不要となります。また、全ての議員が在任しますので、両市町の議員報酬の全体額は現行どおり必要となります。在任特例の期間終了後には、新市で定めた新たな定数により選挙を行うことになります。

表の右側、編入合併では、原則編入する自治体の議員がそのまま在任することになりますので、合併時の選挙は不要となります。また、両市町の全ての議員が在任できる在任特例を適用した場合と比較すると、議員報酬の全体額は削減されることになります。編入する自治体の議員の残任期間後には、新たな定数により選挙を行うことになります。

次に、在任特例を適用した場合には、両市町の全ての議員が在任することになりますので、合併時の選挙は不要となります。また、全ての議員が在任しますので、両市町の議員報酬の全体額は現行どおり必要となります。編入する自治体の議員の残任期間後に、新たな定数により選挙を行うことになります。

このほかにも、編入合併の場合には特例措置が設けられております。いずれかの特例措置を適用するかによって、選挙の時期や実施方法が異なります。 概要につきまして記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次のページになりますが、特別職についてご説明いたします。新設合併の場合には、全ての特別職を新たに選任する必要がありますので、人選のための時間と労力が必要となります。一部、教育委員会などの委員については、各法令に基づき、合併後の一定期間その職務を行うことができます。 表の右側、編入合併の場合は、編入後の自治体において、必要に応じ再編を行いまして、人員等を変更する場合には新たな選任が必要となりますが、新設合併と比較すると人選のための時間と労力は少なくなります。

次に、一般職です。新設合併の場合は、新市において組織機構の再編、 再編に伴う職員配置、給与体系等の見直しが必要となりますので、見直し に係る労力とコストが増加します。表の右側、編入合併の場合は、編入す る自治体の既存の制度を基準として、編入される自治体の一般職を中心と して、職員配置や給与体系を見直すことになるため、見直しに係る労力と コストは少なくなります。

次に、条例等です。新設合併の場合は、両市町の法人格が消滅するため、全ての条例・規則を新たに制定する必要があります。両市町の既存の条例等をすり合わせながら新たな条例・規則を制定するため、事務量の増加と制定手続のためのコストが増加します。現在、両市町で制定している条例等の件数は、館林市が約1,000件、板倉町が約630件となっております。表の右側、編入合併の場合には、編入する自治体の条例・規則をもとに合併に伴う必要な改正を行い適用しますので、事務量とコストが少なくなります。

次に、予算です。新設合併の場合は、新たな首長が選任され、その後の 議会で予算が承認されるまでの間、暫定予算の期間が生じるために、一時 的に義務的経費の支出に限られますので、大きな工事等について発注がで きないことになります。表の右側、編入合併の場合は、編入される自治体 の予算については、法人格が消滅することにより無効となりますので、編 入する自治体と事前にその取り扱いを協議する必要がございます。

次に、決算です。新設合併の場合は、両市町の法人格が消滅しますので、 出納整理期間がない打ち切り決算を両市町で行うことになりますので、決 算事務が増加することになります。表の右側、編入合併の場合は、編入さ れる自治体のみ打ち切り決算を行うことになります。

最後になりますが、合併の手続です。新設合併、編入合併ともに県知事協議が必要となりますが、新設合併の場合には県知事協議に加えまして総務大臣への協議が必要となりますので、手続に時間を要することになります。

以上、新設合併と編入合併の主な違いについてご説明をさせていただきました。この2つの方式のうちいずれかの方式を用いて、これから新市が誕生するまでの間、合併協議や事務手続をどのように進めていくかを決定するものでございます。いずれかの方式を用いて合併協議を行ったとしても、合併方式の違いにより、合併後の両市町の住民に対して混乱や大きな影響を与えるものではないと考えております。

冒頭ご説明いたしましたが、本日はご意見をお伺いしまして、次回の会議におきまして、再度審議事項としてご提案したいと考えております。 以上で説明を終了させていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

ただいま説明がございましたが、合併の方式につきましては、今後さまざまな協議を進めるに当たって重要となる取り決めでございます。本協議会の決定事項は、委員皆様の総意によって成り立つものでありまして、まずは委員のお考えや思いなどをお伺いし、次回の会議において正式に決定したいと考えております。

なかなか発言しにくい内容でもございますが、本日取り決めるものでは ございませんので、各委員の皆さんの忌憚のないご意見をよろしくお願い いたします。ご意見等ございましたら、挙手にてお願いをいたします。 髙橋委員。

髙橋委員

館林市議会の髙橋でございます。会長のほうから、なかなか発言のしづらい問題であるということもお話をいただきました。そんな中で、両市町の歴史、文化、そして長い行政運営の実績、そのことを尊重しますと、新設合併という形がよろしいのかなと、そういうふうなことをご提案させていただきます。

議長

ほかのご意見。

延山委員。

延山委員

板倉町の延山宗一です。私は、新設合併で進めるべきかなと思っています。といいますのは、館林の人口につきましては7万8,000、そしてまた板倉は1万5,000であり、館林市の5分の1ということになるわけですけれども、昨年27年度に発表された26年度経常収支比率では、板倉町の91.6%に対して館林市が97.6%というふうなことになり、非常に経常的な支出が多いということになります。また財政的な問題ですけれども、将来負担比率におきましても板倉町につきましてはゼロというふうなことに対しまして、館林市は91.2%という数字も出ているということを踏まえまして、私は新設合併で進めていくべきではないかと、こんなふうに思います。

議長

ありがとうございます。

ほかに。

山﨑委員、お願いいたします。

山﨑委員

館林市区長協議会からこちらに出ております山﨑と申します。よろしく

お願いいたします。私は、あくまでも対等合併を基本的な考え方で進めるべきだと思うのですけれども、効率的に合併を進めるためには編入合併のほうがよろしいのではないかと思う次第でございます。館林市民としては、合併への機運が高まっているとは言い切れない状況にありますので、片や板倉町民はその機運が高い状況を考えますと、編入合併という進め方がよろしいのではないかと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、増田委員、お願いいたします。

増田委員

板倉の増田でございます。私は、編入合併を意見として申し上げたいと 思います。といいますのは、現在経済環境や社会環境というのは、すごい スピードで変化をしております。もし新設合併ということであれば、業務 の停滞ということが考えられると思いますので、編入合併のほうがスムー ズに合併が進み効率的であるというふうに考えます。

議長

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。井野口委員。

井野口委員

おはようございます。館林の井野口と申します。合併の方式につきまして、前回の協議会の中で新設合併のほうが経費が多くかかるというようなご説明いただいたわけなのですけれども、具体的に新設と編入の合併ではどのくらい経費の差が生じるのか、それをまず第1点としてお伺いしたいと思います。

それからもう一点、新設と編入の場合のまた人的な配置なのですけれど も、職員の配置の関係はどのようにまた大きな違いが生じてくるのか。こ の2点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長

事務局お願いいたします。

丸山事務局次長

それでは、最初に費用面でございますけれども、具体的に合併をしたときに、看板とかいろいろなものの修正というものが出てくると思います。そういった中で、先進事例も調べたのですけれども、やはり1市1町で合併している場合、1市8町で合併している場合といろいろありまして、なかなかいい事例がありませんでした。看板の設置につきましても、やはり看板の大きさやその設置形態によって随分変わってきます。そういった面から、現時点ではそういった看板類とかいろんなものについてのどれぐらい費用がかかるかということが、現時点では見込みができないという状況ですので、その辺はご了承いただければと思います。

それと、職員の配置になりますけれども、合併の方式によって本所と支所というようなものが出てくると思いますけれども、現在の館林市の本庁舎につきましては5階建てということでありますけれども、1階から4階までを事務室として使っております。そこに約400名の職員が勤務していますけれども、合併をした場合、板倉町の職員が約130名ほどおります。そうしますと、この130人の職員を館林市の庁舎の中で受け入れることができるかどうかということが非常に今問題になっているところかと考えております。職員の配置につきましては、具体的に合併の方式が決まりまして、どのような組織、機能でいくかということが決まりました段階で、改めてご協議をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長

井野口委員。

井野口委員

ありがとうございました。私自身この合併の方式というのが、この合併 協議会の中では一丁目一番地の問題かなと、そんなふうにも認識をいたし ております。

会長に要望なのですけれども、この問題につきましてはなるべく時間を かけて、皆さんからのご意見を多く賜りながら進めていただければよろし いかなと、そんなふうに要望させていただきます。よろしくお願いします。 議長

荒井委員。

荒井委員

板倉町の荒井です。私は、新設合併を進めるべきだと思っています。そ の理由ですけれども、まず1つ目に自治体の名称の問題であります。新し い市の名称につきましては、直接住民生活に影響を与えますので、本当に 重要なことだと思っています。先ほどの説明の中で、新設合併は両市町の 法人格が消滅しますので、新しい名称をということになりますけれども、 ただ合併前のいずれかの名称を用いることもできると先ほど説明があり ました。一方で、編入合併ですけれども、これは編入する法人格は残りま すけれども、編入される法人格は消滅します。館林市と板倉町のどちらが 編入される側になるのか、それは両市町の規模、人口とか面積やこれまで の経緯といった部分を踏まえ、判断されるものと思っています。ただ私は 考慮すべきは、館林市にしても板倉町にしましても、その地名には歴史が 詰まっています。したがって、そこに住む人たちにとりまして愛着があり ます。それは、館林市でも板倉町でも同じ思いだと考えます。そうである ならば、新しい名称で新しいまちづくりを展開していくほうが、住民のま ちづくりに対する意欲が湧いてくるのではないかと思っています。そこ で、先ほど新市の将来像と書かれました共創都市、それが新たなスタート になるのだと思っています。

もう一点が、条例上の問題です。新設合併の場合、全ての条例、規則を 新たに制定する必要があります。編入合併につきましては、合併に伴いま して当然必要な改正を行いますけれども、基本的に編入する自治体の条例 などを適用します。そうしますと、条例はご存じのように地方公共団体の 法規です。その効力につきましては、その地方公共団体の区域内に限られ ます。したがって、館林市で有効な条例であっても、板倉町ではそうでな いかもしれません。それは、その逆も言えます。したがって、この際そう いった条例につきましても、住民福祉にとって有効なものを取捨選択する 中で、新たに制定したほうがいいのではないかと思っております。

以上の2点の理由から、私は新設合併を進めるべきだと思っています。

以上です。

議長

大変ありがとうございます。

ほかにご意見ございましたら、よろしくお願いします。

江森委員、お願いいたします。

江森委員

委員の江森です。私は、編入合併で進めていったほうがよろしいのではないかと思います。その理由は、やはり費用的に見て、はっきりどのくらいなのかわからないという事務局の説明もありましたが、どう見ても編入合併のほうが、これは安く済むということです。

もう一点は、時間的に見ても手間から見ても、編入合併のほうが効率が よく、有利性があると思います。

もう一点、自治体の名称の関係ですが、農協は館林と群馬板倉と西邑楽の3つが合併しまして、邑楽館林農協という名称にしましたが、はっきり申し上げまして、邑楽郡の「邑楽」が北海道あるいは名古屋、大阪のほうへ行っても字が読めない。邑楽郡の「おうら」が読めない。平仮名を振らないとわからないという実態であります。外へ青果物をいろいろ出荷している農協でありますが、そのほかの会社においても新しい名前をつけた場合は非常にわかりづらい。どこですか、それはどこにあるのですかというような問題が非常に大きく出てしまいます。やはり一番名の通っているところの、例えば館林とかそういうほうが、企業、商売をやっている方にとって非常にわかりやすく、名前が通る、そういうメリットがあろうかと思いますので、いろいろ総合的に考えても編入合併のほうが効率的でよいと、私はそういうふうに考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。 ほかにどうでしょうか。 野村委員。

野村委員

館林市の野村でございますけれども、それぞれご意見を聞きまして、新設も編入もいい面あるいはマイナス面もあろうかと思います。それと、この問題を一番最初に決めておかないと、これからの手法に大変時間をかけてしまうかなと思います。現時点でのメリット、財政的な、あるいは予算的な面だけで考えれば、これはもう編入が一番いいのはわかっていると思いますけれども、やはりその地域のこれからの未来へ向かって羽ばたいていく、そんなふうな要素がこの合併には一番求められているのかなと思います。それぞれの市と町が将来に向かって、地域住民が新たなまちとして一体となってこれから進んでいくというのを考えますと、いっときの財政的な負担よりも、将来へ向けての地域の人たちの心を育んでいくという面では、ぜひ新設で進めていってほしいなと思っています。

以上です。

議長

ありがとうございます。 ほかにどうでしょうか。 青木委員。

青木委員

板倉町の青木秀夫です。私は、編入合併がよろしいかと思っております。 先ほどいろいろ事務局からの説明がありましたように、事務的な作業が非常に簡素化してスムーズにいくのではないかということです。水面下で事務方がいろいろな事業項目についてすり合わせ、あるいは条例や規則をすり合わせするということで、非常に大変な作業があって、そういう結果がこの協議会に上がってくるのではないかなと思います。見えないところで大変な時間をかけて、多くの人数の方がかかわらなければならないということで、できれば編入合併がよろしいかと思うのです。

それと、先ほど説明がありましたように、結果というか効果は、大きく変わらないということも説明ありましたし、現実に群馬県でも前橋市とか高崎市、桐生市といったところも編入合併をしておるわけです。伊勢崎とか太田は新設合併と言いながらも、結果的には市の名前は伊勢崎市であり太田市ということを使っておるわけですので、結果が変わらないのであれ

ば、編入合併で進めたほうが合理的かなと思っております。

ただ、新設合併と編入合併というのは、このネーミングがよくないのですよね。新設合併イコール対等合併と。編入合併、別名これ吸収合併と言われておるので、これが非常に住民の方には聞こえが悪い。何か吸収合併というと、不利で差別を受けるのではないかとかという、そういう理解をされる方があるかと思うので、編入合併について住民に丁寧に説明すれば、私は編入合併で進めたほうが合理的であると思います。

ただ、この編入合併と新設合併の中で大きな違いがあるのは特別職、市 長さんもそうですけれども、議員とか、あるいは各特別職の方の身分につ いてが大きな違いがあるだけで、そのほかについては、中身についてはほ とんど変わらないということであれば、編入合併を進めていったほうがよ いのかなと思いますので、私は編入合併に賛成したいと思います。

議長

大変ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。 河本委員。

河本委員

館林市の河本でございます。新設合併、編入合併につきましては、それぞれメリット、デメリットがかなりいろいろ存在しておりますので、この後じつくり考えることが大事だと思っておりますが、経済界からいたしますと、どちらにしろ板倉町と館林市の合併を一日も早くしていただくということが非常に大事なことだと思っています。館林市が今7万8,000、板倉町が1万5,000でございますが、東京とかいろいろなところに行きまして、一例を出すとスターバックスとか、そういうところに館林市にぜひ出てきていただきたいというようなお願いをしても、人口がやっぱり10万以上ないと、なかなかそういう東京地方にある有名なお店が出てこないということもございますし、そういう意味で人口問題が第1点でございます。

2点目が高齢化、少子化という問題がございます。

3点目は、やっぱり板倉、館林というのは歴史や文化も非常に似通って おるところでございますので、東の玄関には板倉東洋大前駅がございます し、西は館林市の館林駅がございます。それと真ん中は東北道が通っておりますので、一日も早いそういう東の玄関、西の玄関をつなぐ交通網や、できればインターチェンジのところにスマートインターを設けるとか、そういったことをするためには、一日も早い板倉町と館林市の合併が必要だというふうに思っています。

ですから、そういう意味で新設、編入合併いろいろございますけれども、 新設合併するときにはどのぐらいかかる、編入合併するときにはどのぐら いかかるというようなスケジュールも、一つ大きな問題になってくると思 っておりますので、そこら辺のところもご勘案いただければと思っていま す。

以上でございます。

議長

大変ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、それぞれ委員の皆さんから貴重なご意見を賜りまして、大変 ありがとうございました。

栗原副会長

発言した人と発言しない人がいるのですけれども、どうなのでしょうか。発言されない人は一任なのか、考えが定まっていないのかどうか。

議長

ご意見が……

栗原副会長

全委員から発言していただいたほうがいいと思います。発言を放棄する 人は、それもいいと思いますが、全委員が発言することが公平、公正だと 思います。

議長

皆さん一人一人のご意見をお伺いしたら、できたらそれのほうがどうで しょうかというふうな、副会長のほうからご意見がありましたけれども。 (「賛成です」の声) 議長

それでは、ご意見ない方はない方で結構でありますけれども、1人ずつ 発言していない方にお願いを申し上げたいと思います。

では、市川さん。

市川委員

板倉町の市川です。お世話になります。新設合併、編入合併というご説明をお聞かせいただき、また皆様のご意見もお聞かせいただきましたけれども、やはり私たち1市1町で合併するに当たっては、大きな少子高齢化が目の前にあり、財政は、国も各市町村も大変なところが多い中では、説明を聞きますと編入合併のほうが合理的であると思います。そのほうが、町民の税金を無駄に使わないでスムーズにいくような感じがいたします。

住民のために行政はやっていくわけでございますので、合併の方式について余りこちらはこだわらなくてもいいような気がしますのですけれども、やはり皆さんの税金をなるべく使わないでスムーズにいく方法が私はいいと思いますので、編入合併のほうを私は賛成したいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

今村委員

板倉の今村です。規模の違う両自治体が、新しいまちづくりに向かって 合併という形で進めていく方針でありますので、経費、時間等については、 市民、町民にとっては重要な問題でありますから、私はいろんなものをし っかりと議論する上において、新設合併でお願いしたいと思っています。

議長

それでは、福田委員さん。

福田委員

館林市の福田と申します。編入そして新設合併ということでいろいろ議論がされてきたわけですけれども、いずれにしても館林、板倉とも12月の議会がございますから、ある程度の方向性を出していただきたいと思います。この場で新設か、あるいは編入かと決めても、議会の中で反対された

ら、もうどうにもならないのです。そういうことから、できれば両市町と も議会の中である程度の方向性を出していただければと思っております。 私は、当面は編入合併でお願いできたらと思っております。

終わります。

議長

ありがとうございました。

引き続きまして、市澤委員、お願いいたします。

市澤委員

今、福田委員がおっしゃったように、最終的には議会が判断することだろうというふうに思っております。個人的には新設合併でいきたいなと思いますけれども、いずれにしましても議会の結論に委ねたいと思います。 以上です。

議長

ありがとうございます。

引き続きまして、小野寺委員にお願いいたします。

小野寺委員

板倉の小野寺でございます。編入合併のほうがお金がかからないような イメージがありますので、そちらのほうで私はいいのではないかというふ うに思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

引き続きまして、小山委員。

小山委員

私は幹事会も構成しておりますので、事務局的な立場からご意見を申し上げます。この後の議題の中にも出てきますけれども、細かい事務作業のすり合わせを行っている段階でございます。相当な数がございます。基本となりますのは、編入であろうと新設であろうと、先ほどのご説明のとおりなのですけれども、基本となるよるべきものがあって、それを合わせていくというほうが、作業的には非常にスムーズに進みます。ベースがなく

て、全くゼロにしてつくっていくというのは、ある面では理想です。ただし、これは相当な時間かかります。やはりベースになるもの、ベースになるものの中においても、やはりこれは両市町が将来に向かってこういう形でいくべきだというものについては、ベースを変えていくということも必要だと思います。ただし、ベースとなるものがなくて、ゼロからスタートというのは非常に大変な作業になるというのは、我々作業している部分で感じるところでございます。限りなくベースを大事にしながらも、お互いがどういうまちづくりをしていけばいいまちになるのかという、基本理念としては対等であると。ただ、進める作業としては、ベースがあったほうがやりやすいと。これは事務方の考えですけれども、そのように考えております。

編入であるか新設であるかは、ちょっと差し控えさせていただきまして、事務作業としてはそういうことであるということを申したいと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

吉間委員さん。

吉間委員

私自身は、編入合併に賛成です。小さい声で賛成ということなのですが、いろいろ考えてみますと、どちらが編入されるのだろうと思ったときに、やっぱり大きいほうが残ってということになりますよね。ということは、板倉町の委員さんの意見をすごく尊重したいなと私自身思っています。だから、板倉町の委員さんが、新設だよというふうなことを言えば、私自身も考えなければいけないなというふうに思っております。ただ、個人的には編入がいいかなと思っております。

以上です。

議長

よろしくお願いいたします。中里委員さん。

中里委員

板倉の中里です。先ほど小山委員が申し上げましたけれども、私も協議

会の幹事も兼ねておりますので、ちょっと発言しづらいかなというところもあるのですが、小山委員からも発言ありましたとおり、今各専門部会で事務事業の調整、すり合わせも進めております。そういった中で、どちらの方式をとるにしても、やはりそのすり合わせというのは必要でございます。そういう中でも、協議の場は平等に進められているというふうに認識をしておりますので、そういった点をご理解いただければと思います。

ただ、本日参考資料の説明を受けましたけれども、やはりかかる経費、 それから事務に係る仕事量、かかる時間、これには大分差が出てくるとい うふうに感じておりますので、ほかの委員の方からも早い合併を望むとい うような発言もただいまございましたので、私としましては、あえてどち らということは差し控えさせていただきますが、いわゆる時間、それから 事務量、そういったもので合理的な方法がとられるべきだというふうに考 えております。

議長

ありがとうございます。

それでは、鈴木委員さんお願いいたします。

鈴木委員

板倉町、鈴木です。私自身は、もう間違いなくこれは編入だろうという ふうに思いました。今日いろいろと説明を受ける中で、やはり費用面、時 間的な面、効率性というようなことも考えますと、やはり編入合併がよろ しいのかなと思います。

あわせて教育分野の適正規模というふうな考え方からいきますと、その 規模を拡大するという意味では、そこに入れてもらうと、入れていただく というふうな考え方がいいかと思います。そういう意味で、編入であろう というふうに思います。

議長

では、泉澤委員、最後になりますが、よろしくお願いいたします。

泉澤委員

館林市の泉澤でございます。皆様のご意見等もいろいろお聞きして、非 常に自分の気持ちとしても複雑なところなのですが、民主主義というの は、やはりお金と時間はどうしてもかかるものという認識はしております。その中で、経済的な部分とかいろいろございましょうが、私はやはり未来に向けてということと、その辺を含めて、非常に言葉としては難しいのですが、スピーディーな新設合併ということで意見を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それぞれ大変貴重なご意見をお伺いできまして、非常に参考になりました。

それでは、意見もいろいろ出尽くしたようでありますので、議案第8号 につきましては、次回の審議決定とさせていただきますので、よろしくお 願いをいたします。

議長

次に、協議第9号 合併協定項目23—6 「消防防災関係事業について」 を議題といたします。

事務局より説明を願います。

木村事務局係長

事務局調整2係長の木村でございます。よろしくお願いいたします。 資料の説明に入る前に、今回提案させていただきます協議事項について ご説明いたします。この協議事項につきましては、第1回協議会でお示し した合併協定項目の設定基準に基づき、両市町の事務事業や制度等の洗い 出しを行ったものでございます。これらの合併協定項目につきましては、 初めに担当課において現況、課題、調整方針のすり合わせを行いました。 次に、担当課以外の課長級等も含めた専門部会において調整を行い、最終 的に幹事会でこの提案議案の審査を経たものを本日提案させていただく ものでございます。

なお、今回の合併協定項目は、住民生活にかかわりが深い事項や、地域の実情や特性を考慮し、協議が必要な事項をAランクとしたものを提案しております。今後につきましては、調整方針の審査が終了次第、合併協議会へ随時提案してまいります。

また、本日ご協議をいただいた協議事項につきましては、原則として、

次回の協議会において審議事項として提案させていただきますので、よろ しくお願いいたします。

それでは、協議第9号について説明いたします。資料の19ページをお願いいたします。合併協定項目23-6 「消防防災関係事業について」をご説明いたします。

まず、表の中をごらんください。調整方針、その右側に1から5番まで 数字が打ってありますが、こちらを関係項目といいまして、5つございま す。

- 1、地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。
 - 2、災害対策本部については、合併時に再編する。
 - 3、防災情報設備については、合併時に統合する。
 - 4、避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。
- 5、災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続するとしております。

それでは、この関係項目ごとに詳細を説明いたしますので、次の20ページをお願いいたします。表題は、館林市・板倉町合併協議会の調整内容でございます。合併協定項目は、23—6 消防防災関係事業、関係項目は、1の地域防災計画でございます。

先に、表の中ほどの現況について説明いたします。初めに、この防災計画の目的でございますが、この計画は災害対策基本法に基づいて作成することになっております。両市町とも同様でございます。

次に、地域防災計画は、市が平成27年3月、町が平成25年4月に最終改 正になっております。詳細は省略させていただきましたが、策定項目のみ をこちらに表記をさせていただいております。

次に、地域防災計画の策定主体となる防災会議につきましては、市は市 長ほか36名、町は町長ほか37名となっております。

これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表右側の具体的な調整内容になります。「地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支

障をきたさぬよう、それまでの間の経過措置として、現市町計画を存続適用させる。」といたします。

最終的な調整方針につきましては、表の上段になりますが、「地域防災 計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。」とい たします。

続きまして、資料の21ページをお願いいたします。合併協定項目23―6 消防防災関係事業、関係項目2の災害対策本部でございます。

初めに、現況でございますが、目的は両市町とも同様でございまして、 災害対策本部は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合 に設置し、防災関係機関との連携を確保し、災害予防及び災害応急対策を 講じるものです。

概要につきましては、ごらんのとおりでございまして、それぞれ全庁的 な組織体制として人員を割り当てております。

これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表右側の具体的 な調整内容になります。「災害対策本部については、新市の行政組織との 整合性を図り、合併時までに調整する。」といたします。

そして、最終的な調整方針は、上のほうになりますが、「災害対策本部 については、合併時に再編する。」といたします。

続きまして、資料の22ページをお願いいたします。合併協定項目23―6 消防防災関係事業の関係項目3の防災情報設備でございます。

初めに、現況でございます。各設備に関しまして、1番の防災行政無線は、市役所及び公民館等へ携帯無線を配置し、災害時の情報収集及び情報 伝達に備えるものでございまして、館林市のみ整備されております。

2の群馬県衛星系防災行政無線は、地上系及び衛星系の無線回線によるネットワークでございまして、県の設備として両市町ともに整備されております。

3の安全安心メールは、防犯や防災などにかかわる情報を携帯電話やパ ソコンに配信しているものでございまして、両市町ともに整備されており ます。

最後に、4の J アラート受信設備は、武力攻撃事態等の国民保護情報、

緊急地震速報・噴火警報・大津波警報等の特別警戒情報を緊急速報メール 等で伝達するものでございまして、国の設備として両市町ともに共通で整備されております。

これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表右側の具体的な調整内容になりますが、「防災情報設備については、館林市の例により合併時に統合する。ただし、群馬県衛星系防災行政無線及びJアラート受信設備については、今後調整する。」といたします。群馬県衛星系防災行政無線は群馬県の設備であり、Jアラートは国の設備になりますので、やはり合併後決定した時点で国、県と協議をするということで、今後調整するといたしております。

表の上段になりますが、最終的な調整方針につきましては、「防災情報 設備については、合併時に統合する。」といたします。

続きまして、資料の23ページをごらんください。合併協定項目23—6 消防防災関係事業の関係項目4の避難所対策でございます。

初めに、現況でございますが、1の避難場所につきましては、市が79カ 所、町が33カ所となっております。

2の防災倉庫につきましては、市が12カ所、町が10カ所となっております。

3の広域避難場所の確保につきましては、両市町とも広域避難場所の確保を近隣市町と協議中となっております。

よって、これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表の右側の具体的な調整内容になりますけれども、「指定避難所(避難区域)の設定については、新市において調整する。」、「防災備蓄品の整備及び配置については、新市において調整する。」、「広域避難場所の確保については、現在進行している近隣市町との協議を新市が承継する。」といたします。

これらをまとめた最終的な調整方針は、「避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。」といたします。

続きまして、資料の24ページをお願いいたします。合併協定項目23—6 消防防災関係事業の関係項目5の災害時応援協定でございます。 初めに、現況でございますが、災害時応援協定につきましては、自治体、 関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結しており、市では42、町 では32の機関と締結しております。

これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表右側の具体的 な調整内容になります。「災害時応援協定については、合併後、新市にお いて関係機関と協議のうえ締結する。」といたします。

最終的な調整方針ですが、「災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続する。」といたします。

協議第9号 合併協定項目23—6 消防防災関係事業の説明は以上で ございます。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

協議第9号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお 願いをいたします。

(「なし」の声)

議長

それでは、ないようですので、協議第9号につきましては、次回の審議 決定とさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認めます。

消防防災関係事業につきましては、今後よろしくお願いいたします。

議長

次に、協議第10号 合併協定項目23—7 「交通関係事業について」を 議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

木村事務局係長

協議第10号につきまして説明いたします。資料の25ページをお願いいた します。合併協定項目23-7 「交通関係事業について」を説明いたしま す。

まずは、表の中をごらんください。こちらは、関係項目が3つございます。

- 1、交通安全計画については、合併時に統合する。
- 2、交通指導については、合併時に統合する。
- 3、広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。

それでは、関係項目ごとに詳細を説明いたしますので、次の26ページをお願いいたします。表題は、館林市・板倉町合併協議会の調整内容でございます。合併協定項目23-7 交通関係事業、関係項目は、1の交通安全計画でございます。

表の中ほどをごらんください。現況について説明いたします。両市町ともに、交通安全計画につきましては、交通安全対策基本法に基づき、国の計画、都道府県の計画、市町村の計画、それぞれ交通安全に関する具体的な施策を定めているものでございます。資料に記載はございませんが、具体的には道路交通環境の整備、交通安全思想の普及啓発、救助・救急体制の充実などが同じように定められております。これら両市町とも第10次交通安全計画が策定され、計画期間も平成28年度から32年度までとされております。

これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表右側の具体的な調整内容になります、「交通安全計画については、館林市の例により合併時に統合する。」といたします。

最終的な調整方針ですが、表の上になります、「交通安全計画については、合併時に統合する。」といたします。

続きまして、資料の27ページをお願いします。合併協定項目23-7 交通関係事業、関係項目は、2の交通指導でございます。

初めに、現況でございますが、交通指導、こちらは交通指導員のことが 書いてありますが、交通指導員は、交通の安全指導を行い、交通秩序の確立及び交通事故の防止に努めるため、活動しています。両市町とも任期は 3年、定数は、市が40人、町が11人となっております。任命の年齢制限、 報酬と役職の一部が異なっております。 これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表右側の具体的な調整内容になります、「交通指導員については、館林市の例により合併時に統合する。ただし、活動内容等については、新市において調整する。」といたします。

最終的な調整の方針ですが、「交通指導については、合併時に統合する。」 といたします。

続きまして、資料の28ページをお願いいたします。合併協定項目23-7 交通関係事業の関係項目3の広域公共路線バスについてでございます。

初めに、現況でございますが、広域公共路線バスにつきましては、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町における住民の需要に応じたバス等の旅客輸送の確保及びその他の旅客の利便性の増進を図るものでございます。両市町共通路線は3路線でございまして、「館林・板倉線」、「館林・板倉北線」、「館林・明和・板倉線」になります。このほかに、市では3路線を明和町、千代田町、邑楽町と、また2路線を市内巡回で運行しております。

これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表右側の具体的 な調整内容になります、「広域公共路線バスについては、現行のとおりと する。」といたします。

最終的な調整方針でございますが、「広域公共路線バスについては、現 行のとおりとする。」といたします。

協議第10号 合併協定項目23—7 交通関係事業の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

協議第10号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお 願いをいたします。

(「なし」の声)

議長

それでは、ないようでございますので、協議第10号につきましては、次 回の審議決定とさせていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認めます。

「交通関係事業」につきましては、今後よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、その他でございます。

初めに、寄せられたお問い合わせと事務局からの回答について、事務局 に説明をお願いいたします。

林事務局次長

それでは、その他となりますが、資料の29ページをお願いいたします。 合併協議会のホームページへ寄せられたお問い合わせと事務局からの 回答についてご説明申し上げます。

本年7月28日に合併協議会のホームページを公開しまして、ご意見、お問い合わせの受け付けを行っております。また、10月の3日より寄せられたお問い合わせや意見に対する事務局の回答をホームページで全て公開するなど、合併に関する情報公開に努めておるところでございます。

資料の3のお問い合わせの概要に記載しましたとおり、これまで多くの問い合わせや意見をいただいております。その概要につきましては、30ページ以降に記載したとおりでございますが、その中でも特にごらんいただきたいのは、35ページの下段になります、お問い合わせ番号10番でございます。館林市の方からのメールでございますが、意見に対しては事務局の回答だけでなく、合併協議会の委員の意見もお伺いし、そこで出された意見もホームページに掲載すべきではないかというご意見でございます。

36ページ、事務局からの回答としまして、お問い合わせと回答は協議会へ報告し、委員の皆様から事務局回答の補足などがございましたら、追加掲載することを検討する旨の回答を行っております。

事務局としましては、現時点では合併に関する協議の途中でございます ので、断定的な考え方は避け、かつ真摯な回答に努めておりますが、委員 の皆様よりご意見がございましたら、協議会の中で出された意見として、 ホームページに掲載したいと考えております。よろしくお願い申し上げま す。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、委員のご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

(「なし」の声)

議長

ないようでしたら、委員としてのご意見等がございましたら、事務局ま でご連絡くださるよう、今後よろしくお願いいたします。

もう一点ですが、事務局から報告がございます。よろしくお願いいたします。

林事務局次長

それでは、資料はございませんが、1点のみご報告をさせていただきます。

会議資料の事前公開についてでございます。これまで会議資料は、会議の開催後に公開をしておりました。しかしながら、この方法ですと傍聴人の皆様や記者の皆様にも協議の内容がわかりづらいという側面がございました。これらを改善するため、会議の開催前、3日前には会議資料をホームページに公開し、必要に応じて印刷できるようにいたしました。

今後とも本協議会の運営につきまして、改善に取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長

会議資料の取り扱いにつきましては、ただいま報告があったとおりでございます。傍聴の皆さんや記者の皆さんにも配慮した内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、本日の会議を通して、何かご意見がございましたら お伺いしたいと思います。

(「なし」の声)

議長

ないようですので、以上をもちまして本日の議事の全てを終了いたしま した。

これにて議長の役目を解かせていただきます。ご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

田沼事務局長

委員の皆様、本日は大変長時間にわたりご審議、ご協議を賜りまして、 大変ありがとうございました。

次回、第4回の会議につきましては、本日通知させていただきましたと おり、12月21日水曜日、午前10時より、本日と同じく板倉町中央公民館で の開催を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回館林市・板倉町合併協議会を閉会 いたします。

本日は、大変ありがとうございました。